大正四年一月工事に着手し、同年四月完工、爾來專ら鑛務署員監督の下に器械の調節及準備試驗を續行し、同年十一月より引續き實地試驗を施行し、各坑當事者一般に觀覽研究せしむ。

（ロ） 爆發試驗坑道の設置

大正三年七月井上東大敎授、佐野明專敎授に設計調査を委囑し、大體に於て獨逸ビスマーク試驗所に倣ふこと〻し、安全燈試驗場に接續して、

爆發試驗用「トンネル」 一基

斷面	楕圓形
斷面積	約二平方「メートル」
長さ	約三二「メートル」

を設置せり。此設備たるや敢て完全なるものと云ふ能はざれども、炭坑員一般をして、瓦斯炭塵爆發の如何に恐るべきものなるやを實見せしめ得るのみならず、爆發藥試驗幷に瓦斯炭塵の爆發豫防に關し、相當の試驗成績を擧げつ〻あり。

右の外同所に於ては、測風機の檢定、石炭、瓦斯分析をも行ふ。

前記諸設備を完成するに至りて、農商務省の交渉により、大正六年三月より石炭坑爆發豫防調査所と改稱せり。

三、救助器の備付及練習

當組合は組合炭山不時の事變に備ふる爲め、明治四十三年以來左記各種の救助器を購入し、之れを直方會議所に備付け漸次增補して、明治四十五年七月より各炭山の練習に供し、（救命器練習會）大正十二年四月一日より當組合救護練習所と改稱し、各坑共多數の熟練者を出すに至れり。尙從來の木造練習室を廢して不燃燒質「トンネル」を造り坑內坑道の實狀に等しきものとなし練習しつ〻あり。

品目	數量
千九百八年式ドレーゲル救助器	二組
千九百十一年式ドレーゲル救助器	六組
千九百十九年式ドレーゲル救助器	一〇組
フロイス式救助器	三組
其他附屬品	一式

右は組合炭山一般の爲めにする練習なるが、大止四年十二月農商務省令第二十五號發布石炭坑爆發取締規則第二十八條により、指定炭山に於ては單獨又は共同にて救護隊を設置すること〻なりたるが、三井田川鑛業所を除き他の十五坑は共同して救護隊を組織するに至り、其囑託により組合事務員指導の下に之等各坑隊員の爲め特に救護練習を開始し大正十年七月以降大正十四年七月迄技術修了生を出したること實に二百六十九名を算せり。

第二欵　組合炭山に於ける社會的施設

近時世運の進步に伴ひ、社會政策的施設の必要を痛切に感ずるに至り、各種の方面に於て競ふて其實

施を企圖しつゝあり、鑛山事業にありては其地方的關係もあることなるが我組合炭山の如きは勞働階級を愛護し且つ其利便を計るの主旨を以て、現代所謂社會的施設と稱せらるゝ殆んど總ての施設を古來實行し來り、尙ほ進んで其發達改良に多大の努力を拂ひつゝあるの現狀なり、然るに近時動もすれば炭山を目して「監獄部屋」と稱へ「勞働者を虐使す」など傳へ、其待遇慘酷なりとするものあれど、之れ實に炭山勞働の如何を解せず事理に疎き虛構の說なること本欵を通讀して明白ならむ。我が組合炭山に於ては夙くより大に勞資の關係に看る所あり、鑛業勞働者に對しては、以下敍說する各種の恩惠的設備を完全にし、以て其協調の實を擧げ國家產業の發展に努力しつゝあり、其施設の名稱又は內容等に至りては千種萬別なるも、鑛業勞働者に對する溫情の發露なることに於ては毫も異る所なし、今其主なるものを左に揭げ其概要を記述せん。

（一）住宅の供給

一般炭山に於ける鑛業勞働者に對しては古くより納屋と稱へ其住居を提供せり、我が組合炭山に於ても均しく數戶乃至十數戶連續せる長屋を建設して其家族の住居に充當し來れるが、今日に至りては社會全般生活狀態の向上につれ、鑛業勞働者の住宅も亦概ね完備したる建設物となり、將來比較的長期に亘り採掘し得る炭山にありては、二室又は三室を備ふる住居を與へ、電燈給水等の設備を爲せるもの頗る多し、然れども一時的小規模の炭山にありては其稼動者多く附近居住の農民なるを以て其必要を認めざる向もあり。

（二）慰安並に娛樂設備

鑛業勞働者に對しては古來其慰安且つは娛樂の爲め諸種の施設を行ひ、其勞務を犒ふの慣習存在す、輓近に至り特に此種の施設最も進步し各炭山殆んど此擧なきはなし、請ふ其の重なるものを列記せん。

▲鑛夫俱樂部　鑛業勞働者の爲め特に建設せるものにして、以下記する各種の催し等總て此處に行はる。

▲觀　劇　組合炭山中大規模のものにありては、完備せる劇場を有し、時々附近町村に巡業せる俳優又は特に是等の一團を傭聘して興行演藝せしめ、鑛業所一般の爲め、開放するものあり。

▲活動寫眞　之れは近時の發達なるが、鑛業勞働者を初め一般に觀覽せしむる目的を以て、炭山に該器械を有する向きもあれど、多くは特に其興行人を傭聘して映寫せしむ、現今協調會の勞資協調に關するもの、遞信省貯金局の貯金思想獎勵宣傳の爲めにする映寫、縣計畫の衞生防疫に關するもの、其他苟くも敎訓的、修養的活動寫眞等は炭山の好んで鑛業勞働者に觀覽せしめ其思想向上に努めつゝある所なり。

▲浪花節　筑豐地方のみならず、近時勞働階級の多數を占むる所にありては、解し易くして節面白き語り物最も歡迎され、我組合炭山にありても浪華節（少しく趣きを異にするも一般に當地方にて之れを「祭文」といふ）の如きは頗る其意に投し、附近町村に此種の興行あれば一里二里を遠しとせずして聽くを常とす、仍て炭山に於て此等藝人を特に傭聘して勞働者の爲め語らしむること一般なり。

▲音　樂　會　最近「オルガン」「ヴア井オリン」「マンドリン」「ハーモニカ」等の洋樂趣味、青年鑛夫又は其子女の間に行はれ、高等音樂を吹奏するもの多く、同志相集りて時々其技を競ふこと流行しつゝあり、炭山に於ては斯かる趨勢に鑑み、樂器を前記倶樂部に備へ、其趣味の滿足を與ふ、筑前琵琶又は淨瑠璃等の邦樂に趣味を有するもの亦甚だ多し。

▲圍碁及將棋　昔時は鑛業勞働者の大部は常に飲酒に耽り賭博を試むるものありしと聞くが、現時は是等の徒は性質一變して其惡習を脱し、鑛夫倶樂部に入りて圍碁又は將棋に時を移す傾向を生ぜり其必要なる器具は炭山にて之を備付け其任意使用に便しつゝあり。

▲撞　　球　西洋遊戯も亦近時炭山に行はるゝに至り、青年鑛夫中撞球を試むるものあり、市井に出入して競技するは彼等の爲め不得策なるべしとし、炭山に於て多大の費用を投じて其設備をなし以て其娯樂に供する所あり。

▲野球及庭球　諸會社工場等にありては其職員の爲め夙くより此等の設備を行ひつゝありしが、近時我が炭山に於ても高尚なる遊戯且つは體育の奬勵なりと認め、大に此等の施設をなすもの多く、鑛夫對職員にて競技し互に相親睦するの傾向を生ぜり。

▲武術及相撲　擊劍、柔道、弓術を好むもの又は相撲を樂しむものあり、之等の輩に對しては時々其技能を競はしめ、炭山より賞品を掲げて斯道の奬勵をなしつゝあり。

▲遊　園　地　炭山經營地にありては都會と異り公園の設けなく、鑛業勞働者の遊樂する所なきを遺憾とし、炭山中には鑛業地附近の山林を買收開拓して之に道路を通じ、所々に平坦なる運動場を設け、自然美に加ふるに柳、櫻、梅、紅葉等を移植して、好個の遊園地を經營し、巡禮八十八箇所の靈場を設置する等鑛業勞働者の爲め特に慰安の途を講ずる所あり。

▲運　動　會　近時勞資協調親睦の最も必要なるを認め、炭山事務員は鑛業勞働者と相俱に提携して事業の進歩發達を希ふに至り、時々其聯合運動會を開催して何等の墻壁を設けず心行く計りの慰樂を擅にしつゝあり。

（三）　敎　育　及　修　養

時代の進運につれ鑛業勞働者を向上せしむるは事業經營上最も緊要なる手段なるを以て、炭山に於ては其敎育並に修養に關しては常に多大の注意を拂ひ、其進歩發達を輔導す、施設の概要左の如し。

▲學　　校　規模大なる炭山に於ては、其學齡兒童亦多數あるを以て、所在小學校に全部收容することと困難なる場合あり、此際炭山に於ては多大の資金を投じて其町村と交渉して學校の增築、敎師の增員をなすこと普通なるも、或る炭山にありては尋常科のみならず、高等科をも設置自營する所あり、又高等科卒業の者に對して補習科を置く所あり、小學兒童の凡てを町村設立の學校に送る場合は其敎育費は無論種々の名義を以て町村に交付するを常とす。

▲鑛夫集會所　鑛業勞働者一般の集會、其他冠婚葬祭の爲め使用せしむる目的を以て設置せるものにして、常に公開し、新聞雜誌其他有益なる圖書を備へ以下記する如き修學的會合に充つるものなり

▲夜　　學　近來青年鑛業勞働者の向學心大に著しきものあり、其常に讀む所の雜誌類につき之を

觀察するに、比較的高級なるものを好むもの、如し、炭山に於ては之等好學者の爲め、學校出身事務員を敎師となすか又は他より敎員を招聘して夜學校を開き、其學力に應じて學級を編成し、別々に之を敎導し希望の滿足を期する向あり。

▲說敎所　主として宗敎を基礎として勸善懲惡を說くものあり、又は時代思潮に關して穩當なる說明批評を試み鑛業勞働者の浮薄を誡むるあり、其內容時に變更あるも要するに鑛業勞働者の精神的向上を期すること主眼にして其効果大に見るべきものあり。

▲靑年會、少年團及處女會

靑年會は概ね十五六歲より二十五歲迄の獨身者又は妻帶の靑年を以て組織し、少年團は十五六歲以下の者、處女會は十二三歲以上十五六歲迄の處女又は有夫の婦女を以て組織すること一般なり。其加入年齡は炭山により種々異る所あるも、要するに此等會團の目的は主として相互の親睦を圖り、體力の增進、人格の向上、知識の研磨にあり、時々各種の運動及修養に關する會合をなし良好の成績を擧げつゝあり。

▲在鄕軍人分會　炭山に多くの在鄕軍人あるを以て、集めて其分會を組織せしめ、以て移り行く思想の惡化、生活の浮華を外に、堅忍不拔の精神を涵養しつゝ社會奉仕の先鋒となりて活動しつゝあり

▲裁縫所　鑛業勞働者の妻女又は其子女は古來採炭其他勞務の場所に同行する慣習あれど、將來の爲めを計り炭山に於ては裁縫師を招聘して之等婦女の爲め裁縫を敎授するの途を開けり。

（四）救濟施設

鑛山にありては一般に鑛夫勞役扶助規則により金屬山たると炭山たるとに論なく、鑛業勞働者に對しては其死傷疾病等に就き適當なる救濟方法を行ひつゝあるが、我が組合炭山にありては此等法律的恩惠の外別に共愛會、親和會、共濟會(名稱多々あるも省略)等を設け、鑛業勞働者の爲め其福利を增進すると共に、前記死傷疾病等の際は重ねて懇篤なる待遇をなしつゝあり、其他退山餞別金、災害見舞金、出產祝儀、結婚祝儀、入退營祝儀、癈疾見舞金等を贈與する向多し、此等の諸會は一部の炭山にありては鑛業勞働者より少額の會費を醵出せしめ炭山にて之を補給し居るも現時は概ね鑛業勞働者より會費を徵收せず、炭山の計算に於て諸般の經費を支辨するの傾向を生ぜり。

（五）褓育、託兒所及幼稚園

鑛業勞働殊に採炭に從事するものは、業務の性質上古來夫婦共稼の慣習あり、學齡に達せる子女は通學して父母の係累とならざるも、乳兒及五六歲以下のものにありては兩親稼動の場合褓育並に養育すること困難なるを以て、多くの炭山に於ては褓育所、託兒所又は幼稚園を設置す、褓育所にありては乳母又は媬母を置きて乳兒を養ひ、託兒所又は幼稚園にありては相當思慮ある婦人を置きて兒童を善導し規律ある生活をなさしめ、以て稼働兩親の便宜を計れり。

（六）人事相談所及無料代書所

鑛業勞働者中未だ迷信を懷くもの多く、又は法規の利用其他につき理解を有せず、爲めに處世の方針

を誤るものなきを保せず、尙諸種複雜なる事情を擁して之を解決するの良策に苦しむもの頗る多きを遺憾とし、炭山に於ては人事一般に就き其指導者たることを期し、最善の進路を執らしむる方針に出づる所多し、又官衙公署に對する諸願届又は人事往復信書等の代筆をなし、鑛業勞働者の便宜を計れり。

（七）日用品販賣所

鑛業は工場の如く殆んど常に都會地に稼行せられず、多くは僻陬の地に施業せらるゝを以て、昔時より鑛業勞働者の便利を旨とし鑛業地内に鑛山直營の日常生活必要品の販賣所（古來之を賣勘場といふ）を設置す、其賣品は市場價格に比し常に廉賣をなすものなるが、近時に至りては其販賣所の傭人給其他の諸經費を炭山にて支出し、賣品は悉く仕入値段を以て供給するもの多し、四五炭山に於ては大に研究したる結果購買組合又は消費組合を組織し、共同して日用品の廉賣を計りつゝある所あり。

（八）共同浴場

勞務に從事するもの特に炭山に於ける坑内勞働にありては、其業務の性質上炭塵其他の爲め身體を不潔ならしむること多し、故に炭山に於ては之等勞役者の爲め夙くより共同浴場を設置して炭山直營とし無償入浴せしむる慣習あり、現今にありては各山風規上遺漏なく、衛生上欠陥なきやう設備をなせり。

（九）衛生並に醫療

疾病負傷等に對する手當は之れ亦鑛夫勞役扶助規則により炭山に於て給付せざるべからざるも、原則として鑛業勞働者の公傷病即ち業務遂行に關する疾病負傷に對する給付なり、炭山に於ては業務外の傷病又は其家族の一般疾病其他に付ても所屬醫局又は鑛山病院に於て診療を施すを常とし、傳染の虞あるものは炭山經營の隔離病院に收容する所もあり、是等の費用は多くは鑛業勞働者より少額の料金を徵して炭山にて補助する所あれど、全部炭山の負擔とする所少しとせず。又鑛業區域の衛生事項に就ては各炭山にありては多大の注意を拂ひ、惡疫の豫防は勿論、坑内外の清潔を旨とし居るを以て、鑛業勞働者の不攝生を爲さざる限り傳染病の如きは殆んど鑛業地を襲はず。

（十）火葬場、納骨堂及墓地

鑛業勞働者の死亡に就ては亦鑛夫勞役扶助規則に據り救濟する外其家族の死亡に對しても炭山より懇篤なる取扱をなすこと一般なり、而して特に火葬場の設備をなし、鄭重無料にて荼毘に附し、遺骨は遺族の意嚮により其鄉關に携帶菩提寺に埋葬するものあれど、炭山經營の納骨堂又は墓地に葬るもの亦少からず、或る炭山に於ては其所屬墓地に埋葬するものに限り墓碑一基を建設贈與する所もあり。

第三款　組合規約及役員

一、筑豐石炭鑛業組合規約

第一章　總則

第一條　本規約は明治十八年四月九日本縣第三十四號布達組合準則に基き福岡縣下筑前國遠賀鞍手嘉穗

の三郡及び豐前國田川企救二郡内に於て石炭鑛業を營む鑛業人の間に締結し本縣知事の認可を經て施行するものとす

第二條　本組合は其事務所を福岡縣若松市に置き筑豐石炭鑛業組合事務所と稱す

但し事務の都合に依り鞍手郡直方町に支部を置き其他必要の地に派出所を置くことあるべし

第三條　本組合の目的は左の事項を處理し專ら鑛業の改良擴張を圖るにあり

一　採炭事業に關する諸般の改良進歩を圖ること

二　石炭販賣に關し共同の利益を保護すること

三　石炭運搬の便法を圖り其取締方法を議定實施すること

四　雇人及坑夫の制御及び賃銭并に救恤法に關し協議すること

五　鑛業に關する諸種の統計表を調製すること

六　組合規約及會議の決議を實施すること

七　官衙の諮問に應答し組合の意見を陳述し又は鑛業に關し建議すること

八　鑛業に關する官衙の布達其他不時商況の變動に付組合員の注意を促すこと

九　組合經費收支に關すること

但し石炭運搬の便法の一として施すべき河川の土砂浚渫事業に利害を共にする坑主に於て部分會を置き部分會に於て其方法及經費徴收法等を議し單に部分會の事業として施行すべきものとす

十　官衙並に組合員の報告に關すること

十一　組合員の出入並に名簿保存に關すること

十二　組合記錄調製に關すること

第二章　役員選擧

第四條　本組合に總長壹名幹事壹名及び書記若干名を置き組合の事務を處理せしめ外に常議員十六名を置き重要の事務を評議せしむ

第五條　總長及常議員は名譽職とし組合員又は實際鑛業に關係ある其代理人に就き組合總會に於て之を推薦す但し任期は各二ヶ年とし滿期後再選することを得

第六條　幹事は常議員會の決議に依り書記は總長の指定を以之を任用す

第七條　總長は縣知事の認可を經て就任するものとす

第三章　役員職務

第八條　總長は本組合を代表し組合諸般の事務を統轄す

第九條　總長は臨時常議員會を開き議案若くは諮問案を發し其議決に依り迅速を要する重要事務を處辨することを得

第十條　總長は常議員の協贊を經て組合臨時總會を開くことを得

第十一條　總長は監督上必要なる場合に於ては坑所に臨檢し或は產出炭量に關する帳簿を檢閲することを得

第十二條　幹事は總長の職務に參與し諸般の事務を整理す
　但し總長不在又は事故あるときは代理することを得
第十三條　書記は總長常議員及幹事の指揮を受け分擔の事務に從事す
第十四條　常議員は每月定日に會合し又は總長或は常議員の請求に依り臨時に開會し組合事務に關し總長を補佐し總長と共に左の事項を議決することを得

一　至急を要する事務の處辨及ひ之に隨件する經費支出に關すること
二　豫算外に生する經費金參百圓以下の支出に關すること
三　總長に於て總會を要せすと認めたる事項に關すること
四　部分會決議の認否に關すること
五　臨時又は定時會計帳簿の檢閱
六　總長の職務中重要として特に諮問する事項
七　規約及決議の違背者にして處分に應せさる者の處置並に違約金に關すること
八　組合經費收支豫算並に決算の審査
九　組合常務取扱及議事細則に關すること

第四章　組合員

第十五條　本組合員は第一條に掲けたる五郡内に於て石炭鑛區を所有し實際採炭事業を營む鑛業人又は其代理者に限るものとす
第十六條　組合員は經費として總會及常議員會の決議に係る金員を組合事務所へ納付すへし
第十七條　石炭鑛業人にあらさるも骸炭等石炭の製産物に關し五郡内に製造を營む者は組合の承諾を得て組合員と成ることを得
第十八條　組合員は本規約を遵守し之に違背する者は其の責に任す可き旨を誓ふべし

第五章　會議

第十九條　組合の會議は之を總會及部分會の二種に區別す
第二十條　組合總會は組合方針變更經費徵收額の規定會計の豫算及決算其他組合一般の利害得失に就き開會し其決議は組合一般の規約として畫一に履行す可きものと隨時利害に關する事項に就き協議に止め一致共同するものに限り履行するものとの二種に區分す
　但し協議に止る事項と雖も縣知事の認可を經て本組合規約の制裁を受くべきものとす
第二十一條　總會は每年三月に開會し時宜に依り臨時會を開くことあるべし
　但し臨時會は官衙の諮問あるか總長若くは常議員の意見あるか又は組合員五分の一以上の請求に依り開會するものとす
第二十二條　組合員不得止事故に依り會議に出席し能はさる塲合は必ず相當代人を差出すべし若し此の手續を爲さゝるときは棄權者と見做すへし

第二十三條　組合員十名以上出席するにあらざれば會議を開くことを得す

但し開會すべき出席員數は追て組合數確定の上相當比例を以て增減することあるべし

第二十四條　本會の議長は總長之に任じ總長不在又は事故あるときは會員中互選を以て議長を定むるものとす

第二十五條　本會の議事は普通會則に基き多數決に依る其可否相半するときは議長之を決す

第二十六條　部分會は利害相關する一部の組合員の會合にして其決議は部分會員の間に執行するものとす

第二十七條　部分會は其決議に依り會員共同の利益を保護し損害を豫防する爲め會員より部分會經費を徵收することを得又違約者處分法を設くることを得べし

第二十八條　部分會の決議は組合總長の承認を得たる上本縣知事の認可を經て組合規約の制裁を受く可きものとす

第二十九條　部分會の決議は組合一般に及すことを得ず又組合以外の者其決議に參與することを許さす

第三十條　部分會の議長は會員より互選して之を定む

第六章　經費

第三十一條　組合の經常費は毎年三月の總會に於て來期の支出豫算に基き出炭高に比例し其賦課額を規定し徵收するものとす

但し徵收法は別に常議員會に於て之を定む

第三十二條　豫算外に生する費途あるときは特に臨時總會を開き賦課法を定むるものとす

第三十三條　組合經常費の外部分會に要する經費は該會の決議に基き該會員より徵收するものとす

第三十四條　組合一般の會計は部分會の會計と區別して處辨するものとす

第三十五條　本組合役員の俸給旅費日當及賞與に關する規定は常議員會に於て之を定む

第七章　違約者處分法

第三十六條　組合經費及部分會の經費を其の期日に納付せざるものは相當納付高の一割增を納付せしむ尙督促の後滯納二ヶ月に涉るときは二割增を納付せしむるの外違約金として金拾圓乃至五拾圓を納付せしむ

第三十七條　經費金怠納、滿三ヶ月に涉るときは相當違約金及其割增を納付せしめたる上其の旨新聞紙を以て廣告すへし

第三十八條　經費相當高を故意に減少して納付したるときは其の相當額二倍を納付せしむへし

第三十九條　前三條の義務を盡さゝる者は其の者の送炭を一時預り置き水運の分は適宜の場所に陸揚けし陸運の分は停車場内に留置き其の旨を通知したる上尙一週間内に其義務を盡さゝるときは該送炭を賣却し其の代價を以て徵收金額に充て尙ほ不足したるときは追徵し過剩あるときは返附すへし

但し陸揚又は留置に關する諸入費、及損害は、該送炭主の負擔たるへし

第四十條　本章の塲合に於て其納付者は代人たるこ本人たるとに係らす組合員本人其責に任すへきものとす

第八章　役員處分法

第四十一條　役員不正不實の所業あるときは常議員會に於て其處分法を議定すへし

但し重大の事件は總會の意見により決行するものとす

第四十二條　本組合役員中其職務に堪へさる者と認定したるときは常議員會の決定に依り旨を諭し辭任せしむ

但し前條及本條の手續は總長之を定む

二、役員

當組合の役員は總長、常議員の外、幹事及ひ書記を置きて其の常務を取扱はしむること、前記規約中に示す處の如し。總長は、其の第一回に於て石野寬平氏、次に稻垣徹之進氏、安達仁造氏、安川敬一郎氏、麻生太吉氏を經て松本健次郎氏現任たり、常議員は組合成立以後幾多の更迭ありしも、目下左の十五氏在任せり。

組合總長　（大正八年三月就任）　松本健次郎

常議員

筑豊石炭鑛業組合
炭坑位置略圖
凡例
官設鐵道
私設鐵道
引込線
停車場
貨物積卸場
運炭軌道
炭坑
國界
郡界
河川
第三紀以前ノ地層
第三紀層（挟炭層）
第三紀以後の地層
縮尺十万分ノ一
平均断面圖

明治三十一年就任　麻生太吉
明治三十九年就任　吉田良春
明治四十二年就任　伊藤傳右衛門
同　四十三年就任　三好德松
大正二年就任　佐藤慶太郎
同　七年就任　中島德松
同　九年就任　西岡貞太郎
同　十年就任　不破熊雄
同　十年就任　長谷川恭平
大正十年就任　石渡信太郎
同　十年就任　峠延吉
同　十一年就任　藏内次郎兵衛
同　十一年就任　塚本兎三郎
同　十四年就任　村上伸雄
同　十四年就任　島本德三郎
幹事（大正十二年就任）　山縣素介

大正十四年八月十五日印刷
大正十四年八月二十日發行

非賣品

編輯兼發行者 山縣素介
福岡縣若松市旭小路四百十一番地

印刷者 納屋久
福岡市地行東町百十一番地

印刷所 株式會社共文社
福岡市中島町一番地
電話三三五番

發行所 筑豐石炭鑛業組合事務所
福岡縣若松市旭小路四百十一番地

終